

泉田川

区報 第 55 号
平成30年11月15日

【地区の概要】

地区の面積	組合員
2,165.2ha	1,072人

編集兼発行



水ノネット

まどろ
水ノネット泉田川
泉田川土地改良区

山形県新庄市大字泉田字上村西407番地
〒999-5103 TEL0233(25)2208
FAX0233(25)2209

HomePage <http://izumitagawa.com/>
E-mail izumidam1@aurora.ocn.ne.jp

新緑の槻沢ダム



平成30年度臨時総代会挨拶 平成30年9月12日

泉田川土地改良区

理事長 岸 伊和男

平成30年度臨時総代会を開催するにあたり、一言挨拶を申し上げます。

ご来賓、総代の皆様には豪雨災害の後にも関わらず多数のご臨席を賜り御礼申し上げます。

まず始めに今年の夏、日本列島は災害が多数発生しました。西日本の集中豪雨、東京都周辺では連日35℃を超える猛暑があり、山形県でも40℃を記録しました。東北地方には、集中豪雨が発生しました。その後に台風が日本を縦断しまして、これで終わりかと思っていると、北海道地震が発生しました。

「天変地異」日本は災害列島と化したのかと思います。8月の豪雨災害は5日からの雨と、30日から、大きく2回で、泉田川土地改良区管内でも、大規模な被害を受け、土砂崩れ等で皆様は復旧作業にあたり、大変であったと思います。各地区の保全会で多面的機能支払交付金を活用し、早急に復旧していただいた事で、泉田川土地改良区として助けて頂いた事や、大変なご苦勞に心から感謝を申し上げます。

私も金山町の出身ですが、榊沢ダムより金山方面へ通水している幹線水路へ、山の斜面より大岩が崩れ落ち、完全に水路が崩壊してしまい、断水状態となりました。緊急に水中ポンプで対応し、通水を行ったところ。来年度の通水の為、災害復旧事業として金山町とは協議している状況です。同じく、新庄市に位置している小以良川ダムについても新庄市と協議しているところです。私も今までの人生で、このような大規模な災害は初めてございます。組合員、総代、全ての尽力に関わった皆様には重ねて、心から感謝申し上げます。また、被災された多くの方へ、お悔やみ申し上げます。

もう1点、国営事業についてですが、私は以前から、この9月までに回答をと考えておりますので、緊急に役員会を開催し、然るべき判断をと考えています。よろしく申し上げます。

さて、本日は天皇陛下についてお話ししようと思います。この場にいる方は皆、昭和の年号の生まれではないでしょうか。私は昭和19年の8月末の生まれですが、翌年の昭和20年8月15日が終戦の日ですね。今、東京工業大学で1番生徒が興味や関心を持っているのは、日本の終戦後から独立国になるまでの経緯である様です。その約27年間で今の日本の原型を創り、あらゆる諸問題を政治的な事も含め、今も解決されるのかは不透明な訳です。全ての経緯をお話すると、1日あっても時間が足りないので、凝縮しお話しします。これを、これからの時代の1つの考え方の参考として頂けたらと思います。

まず、昭和20年8月15日に終戦した訳ですが、正午に玉音放送として日本全国へラジオにより流されました。「口惜しい極みであるが、ここにポツダム宣言を受託し、無条件降伏いたします。我々の労苦は、今日この日から始まる。どのような運命が待っているのか分からないが、皇国の先駆者として志士仁人としていきたい。」と言う内容であったのですが、国民は地にひれ伏し泣き喚いたそうです。

その前夜に御前会議なる事があり、時の総理大臣、鈴木貫太郎や陸軍大臣阿南惟幾や、海軍大臣米内光政などと天皇陛下がおられ、その場で陛下が「国が焦上化すると思えば、朕の身はどうなっても良い」と述べられたそうです。大臣達は慟哭したそうです。8月16日は国民が皇居を取囲み、「海行かば」という、海軍が出兵する時の歌を歌ったそうです。この歌は、国家と同じくらい歌われた歌です。

8月30日には厚木の飛行場へマッカーサーが降り立つ訳です。9月2日にはアメリカ海軍の戦艦ミズーリ上で降伏文章調印が行なわれました。日本側からは外務大臣重光葵、陸軍参謀梅津美治郎が出席し、世界へ向け日本が降伏した事を宣告した訳です。9月11日にはGHQが39名の戦争犯罪人を逮捕しています。その中に、東条英機もいました。東京裁判を経て、その後、出獄できた3人の大物に、岸信介、笹川良一、児玉誉士夫の3名がいた訳で、やはり怪物は違うと言われてたそうです。

その後、天皇陛下は9月21日にマッカーサーとアメリカ大使館で会います。玄関出迎えも無く、部屋に通された訳です。マッカーサーは最初に一言、「戦争責任を…」と言うと同時に天皇陛下は「その話をする前に、お話がある。」とおっしゃったそうです。そして、「私はどの様な事も受け入れる。あなた方にお任せします。」と述べられたそうです。マッカーサーは最初に、天皇陛下は命乞いをされるのでは無いかと思っていて、横柄な態度で接しようと考えていたそうです。しかし、天皇陛下にお会いし、威厳さに感銘を受け、感動したのです。その後、1名の通訳を伴い、1時間程2人で話し合ったそうです。内容は憲法や講和の問題であったようですが、マッカーサーがアメリカへ帰るまで、11回、会合されたそうです。それは、秘密会談となっており、まだ公表されてはいません。そうなれば、2人の会談、言わば最高のサミット会議ですね。内容が少しずつ公になる訳です。そして、昭和21年1月1日に天皇陛下は人間宣言をされる訳です。ラジオ放送を行った訳ではなく、新聞紙上であった為、天皇陛下のお言葉はありませんが、国民は、手紙を天皇陛下へ送ります。皇居の住所は千代田区千代田1番1号となっており、何か食べ物をお願いする内容であった様です。翌年から、天皇陛下は日本列島の巡幸をされます。一般の人に会い、会話をしながら考え方を聞いてみたいとお考えより、1年間で3ヶ所程度全国を巡幸されました。昭和22年8月16日に、私達の仲間でもある、昭和地区へ天皇陛下は巡幸へ来られています。ただ、昭和天皇陛下は昭和地区に大正14年に皇太子殿下としていらしてあります。昭和地区は農地開拓として期待された地域であると思います。地域を尚、盛り立てて頂きたい、また、天皇陛下が全国で2回も御出でになられた場所は、泉田川土地改良区管内の昭和地区だけなのです。これからも、土地改良区と一緒に、開拓に誠心を持って頑張って頂きたいと思います。これから、日本国憲法の話や、平和条約の何が問題なのか、朝鮮動乱での神風の話や、貧困に喘いでいた日本が、どの様に経済復興したのか、今の現代でも憲法改正の問題があり、沖縄基地問題、この時代の話や、現代の日本が抱えている問題が分かってくる訳です。この話しを続けると時間が足りません。機会があればお話ししたいと思います。

さて本日の議題は既にお配りしており、ご検討頂いております、平成29年度の各会計の決算の承認と、平成30年度一般会計の補正、長期借入金の変更の案件となっておりますので、ご審議下さいますようお願いし、挨拶といたします。



平成30年度泉田川土地改良区臨時総代会祝辞

最上総合支庁産業経済部

農村計画課長 佐藤 純 一

本日は、「平成30年度泉田川土地改良区臨時総代会」が開催されますことを心からお祝い申し上げます。ご挨拶との事で、我々の事業の紹介もしながらですが、少し時間をいただきます。

今年は、春先から天候の予測が出来ない状況でした。5月の中旬に雹が降り、6月中旬には低温が続いたかと思えば、猛暑が続き、用水不足が懸念されました。さらに、8月上旬と下旬の豪雨と、災害を多く経験する年になったと思います。その中であって、農業用水の安定確保を任とする土地改良に関わる皆様がしっかりと地域の水を守る工夫をして頂きまして、今を迎えていると思います。

国が公表した今年の稲の作柄では、概ね平年並みとの情報でした。是非、好天が続き豊稔の年にと願っているところです。

さて、農業・農村を取り巻く状況について、2点ほど情報提供させていただきます。

1点目としまして、山形県の農業・農村の基本的な考え方としまして、昨年、「高い競争力によって力強く発展し、地域に活力と誇りを与える農林水産の実現」を基本理念とする「山形県農林水産業振興計画」を、実行計画である「農林水産業元気再生戦略」を策定いたしました。

特に、本県農林水産業を起点とする産出額を3,500億円に、また、農業生産所得を1.3倍、東北1位となることを目標に掲げております。計画期間10ヵ年で、目標達成に向け、我々、土地改良サイドの人間が何をすれば良いのでしょうか。

お手元にお配りしました資料をご覧ください。目標実現に向けた我々の指針として「山形県農業農村整備長期計画」を本年3月に策定いたしました。しっかりとした基盤作りを担っていく、向こう10ヵ年間の目標を掲げた内容となっております。3,500億円を目指す為にはどのような手法を考え、行動するかを整理しております。低コストで儲かる仕組み、水田農業にあっては競争力強化と収益性向上を一緒に考え、行動する必要があると思います。

具体的には、未整備農地にあっては、生産コストや維持管理経費の省略化を図るために農地の整備を進めていく事が1つの柱となります。本県の水田整備率は約77%、全国でも6番目位の状況です。一方、最上管内は約55%と、他管内と比べても、農地整備がもっとも必要な地域、その様な立ち位置となっております。

我々は基盤整備を契機として、地域ぐるみでしっかりと農業・地域を守っていく仕組みを進めていきたと考えております。現在、泉田川土地改良区管内にあっては、赤坂地区、共栄地区の農地整備の計画を進め、舟形町や大蔵村でも農地整備を進めております。

事業制度も、担い手農家等へ農地集積を進めやすくする工夫、例えば、担い手への集積率に応じ、農

家負担を軽減することや、多面的機能支払い制度を活用し、農地管理を担い手も含め地域一丸で行う様な仕組みを提案しながら事業を進めています。

また、必要となる予算につきましても皆様のお力添えもあり、平成29年度補正予算も含め、平成30年度の土地改良関係予算は県全体で約200億円と、その内、最上管内にあっては、皆様方からお聞きしました要望額約33億円をしっかりとお応えできる予算立てとなっております。平成31年度予算についても、最上管内の予算を確保し、ご要望に添えていきたいと考えておりますので、引き続き皆様のお力添えよろしくお願い致します。

2点目は土地改良法改正についてです。既に、ご活用されている方もいらっしゃるかと思いますが、農地中間管理機構を介した担い手の方々にも農地を集積する仕組み、農地中間管理事業を活用した農地整備が創設されました。地域でまとまって機構を介し担い手農家への集積を進めことにより、農家負担分を国が負担する仕組み。これまで、費用負担がネックとなり農地整備に踏み出せなかった地域にとって、きめ細やかに対応出来る事業ですので、今後の展開についても情報提供して参ります。

また、ため池等の耐震性や突発的な事故に対して農家の負担を伴わず、国や県が事業を実施できる制度や、土地改良事業を実施する場合の申請人数要件の廃止なども大きく変更となった点です。

さらには、土地改良区のあり方として、土地持ち非農家の方も準組合員として土地改良区的意思・決定の中に参画出来るようになるなど、現在、国では詳細を詰めているとお聞きしておりますので内容が分かり次第ご報告したいと考えております。

現在、山形県では、平成35年を日途に、地域農業を牽引する競争力の高い経営体、力強い担い手の育成に資する「担い手農家の集積率、現状の約63%」を9割台への目標を掲げております。その意味にあっても、先にご案内しました各種事業等を上手に活用しながら、力強い最上地区、力強い泉田川土地改良区管内を創り上げていくべく、一生懸命応援したいと考えております。

結びになりますが、皆様がこれからも地域農業の先達、リーダーとしまして元気な地域づくりに、ご活躍されますように重ねてお願い申し上げます。泉田川土地改良区の益々のご発展と、ご臨席皆様方の御健勝を御祈念申し上げます、お祝いの言葉といたします。

平成30年 9月12日



泉田川土地改良区総代会開催

第66回通常総代会

第66回通常総代会は、平成30年3月7日（火）午前10時より萩野地区公民館に於いて開催され、総代現員数40名中29名が出席され、来賓に、最上総合支庁農村計画課長の柴田 三郎氏、同農村整備課長の笹原 幸也氏、他関係市町村の担当者をお迎えして開催されました。議長に片貝地区の沼澤 好信総代を選出、平成30年度各会計予算を始め承認1件、議案13件が原案どおり可決承認されました。

☆議決事項

- 承認第1号 平成29年度一般会計収入支出第2回補正予算の承認について
- 議案第1号 平成29年度長期借入金の変更について
- 議案第2号 平成30年度事業計画（案）について
- 議案第3号 平成30年度賦課金の決定について
- 議案第4号 平成30年度決済金の決定について
- 議案第5号 平成30年度一般会計収入支出予算（案）について
- 議案第6号 平成30年度退職慰労積立金特別会計収入支出予算（案）について
- 議案第7号 平成30年度退職給与積立金特別会計収入支出予算（案）について
- 議案第8号 平成30年度決済金特別会計収入支出予算（案）について
- 議案第9号 平成30年度財政調整積立金特別会計収入支出予算（案）について
- 議案第10号 平成30年度長期借入金について
- 議案第11号 平成30年度一時借入金について
- 議案第12号 車輛の債務負担行為について
- 議案第13号 泉田川土地改良区会計細則の一部変更について



平成30年度臨時総代会

平成30年度臨時総代会は、平成30年9月12日（水）午前10時より萩野地区公民館に於いて開催され、総代現員数40名中34名が出席され、来賓に、最上総合支庁農村計画課長の佐藤 純一氏、同農村整備課長の櫻井 久氏をお迎えして開催されました。議長に片貝地区の沼澤 好信総代を選出、平成29年度各会計決算を始め報告2件、承認7件、議案4件が原案どおり可決承認されました。

☆議決事項

- 報告第1号 平成29年度事業報告について
- 承認第1号 平成29年度一般会計収入支出決算の承認について
- 承認第2号 平成29年度退職慰労積立金特別会計収入支出決算の承認について
- 承認第3号 平成29年度退職給与積立金特別会計収入支出決算の承認について
- 承認第4号 平成29年度決済金特別会計収入支出決算の承認について
- 承認第5号 平成29年度財政調整積立金特別会計収入支出決算の承認について
- 承認第6号 平成29年度財産目録の承認について
- 報告第2号 監査報告について
- 承認第7号 平成30年度一般会計収入支出第1回補正予算の承認について
- 議案第1号 平成30年度長期借入金の変更について
- 議案第2号 泉田川土地改良区定款の一部変更について
- 議案第3号 役員欠員に伴う選任について
- 議案第4号 車輛負債債務行為について



平成29年度 会議開催状況（理事会・監事会・総代会）（H29.4～30.3）

開催月日	会議名	付 議 事 項	出席率
平成29年4月14日	第1回理事会	議案第1号 平成29年度預金先の決定について 議案第2号 泉田川土地改良区発注工事について	88%
平成29年4月20日	第1回監事会	議案第1号 平成29年度監査計画について	100%
平成29年6月12日	第2回監事会	承認第1号 平成29年度一般会計収入支出第1回補正予算の承認について	75%
平成29年6月13日	第2回理事会	報告第1号 平成28年度賦課金の納入状況について 承認第1号 平成29年用水利用計画について 専決第1号 平成29年度一般会計収入支出第1回補正予算について 議案第1号 平成29年度長期借入金の変更について	100%
平成29年8月4日	第3回監事会	承認第1号 平成28年度決算監査報告について	100%
平成29年8月10日	第3回理事会	報告第1号 平成28年度決算監査報告について 議案第1号 平成29年度臨時総代会開催日時及び場所の決定について 議案第2号 平成29年度臨時総代会上程議案について 議案第3号 財務状況の公表について 承認第1号 平成29年度各種事業の請負契約締結について	88%
平成29年9月8日	平成29年度臨時総代会	平成28年度事業報告及び一般・特別会計決算、監査報告	80%
平成29年9月8日	第4回理事会	報告第1号 昭和地区でのワークショップの状況について 議案第1号 泉田川地区の合意の確認について 議案第2号 泉田川地区の継続行動計画について	88%
平成29年10月16日	第5回理事会	議 題 国営2期事業新庄泉田川地区に関する合意形成について	88%
平成29年12月20日	第4回監事会	承認第1号 平成29年度一般会計収入支出第2回補正予算の承認について	75%
平成29年12月20日	第6回理事会	報告第1号 平成29年度賦課金の納入状況について 専決第1号 平成29年度一般会計収入支出第2回補正予算について 議案第1号 平成29年度長期借入金の変更について 議案第2号 車輛の債務負担行為について 議案第3号 平成29年度臨時総代会開催日時及び場所の決定について 議案第4号 平成29年度臨時総代会上程議案について	88%

開催月日	会議名	付議事項	出席率
平成30年1月7日	第7回理事会	議案第1号 平成30年度予算編成方針について 議案第2号 第66回通常総代会開催日時及び開催場所について 議案第3号 土地改良区検査の検査結果について	88%
平成30年2月7日	第5回監事会	承認第1号 平成29年度業務監査報告について	100%
平成30年2月13日	第8回理事会	報告第1号 平成29年度業務監査報告について 議案第1号 泉田川土地改良区会計細則の一部変更について 議案第2号 第66回通常総代会上程議案について	88%
平成30年3月7日	第66回通常総代会	(通常総代会議案6頁に記載)	72%

監査執行状況

平成29年度の監査執行状況は下記のとおりです。

執行年月日	監査事項	監査総合意見	出席率
平成29年8月4日	会計経理に関する事項	平成28年度の会計経理に関し、一般会計及び特別会計を監査したところ適正と認めました。引き続き堅実な運営をお願いします。	100%
平成30年2月7日	業務に関する事項	業務の監査にあたり書類等を見聞した結果、良好と認めました。平成29年度産米が日照不足等の影響により不作となった上、平成30年度から主食用米に係る交付金が廃止されることから、組合員の経営が厳しくなることが懸念される。 このことから、今後尚一層の、役職員一丸となった経費の削減に取り組んで頂きたい。	100%



監査執行状況



現地確認 (小以良川地区)



監査総評

平成30年度 賦 課 金 (10a当り)

区 分	旧田補水地区	開 田 地 区	附 記
経 常 費 賦 課 金	688 円	7,041 円	定款第23条
事 業 費 賦 課 金	572 円	5,859 円	定款第23条 24条 25条
合 計	1,260 円	12,900 円	(前年度比 旧田補水5円減、開田50円減)

区 分	山崎地区県営水利施設整備事業費	附 記
特 別 事 業 賦 課 金	1,065 円	
区 分	赤坂東地区県営農地整備事業	附 記
特 別 事 業 賦 課 金	10,556 円	
区 分	赤坂東地区県営農地整備事業	附 記
特 別 事 業 賦 課 金	3,777 円	

定款第23条ただし書きの規定による経常費賦課金は、定款第23条第2項及び第25条の2の規定による事業費賦課金の5%とする。

○賦課金納入のお願い

土地改良区は組合員から納めていただく賦課金で運営されております。賦課金は公租公課にあたり、組合員には納入義務があります。土地改良区の健全な運営を図るためにも、賦課金は大変重要な資金となりますので、未納のないようご協力をお願いします。米価の低迷や資材等の値上げなど、依然として農家運営の厳しい状況が続いておりますが、土地改良区の運営に対し、今後とも組合員の皆様からのご理解をいただけますようよろしくお願い致します。尚、平成20年度から開田地区賦課金で10a/1,600円の農家軽減をしておりますが、本年度より更に12,950円→12,900円(50円減)、旧田補水地区賦課金1,265円→1,260円(5円減)、組合員の負担軽減を図っております。今後も長期財政計画を立て、積極的に補助事業を取り入れ、組合員の負担軽減を図れるよう努力してまいります。

賦課金の長期滞納者については、土地改良法によりやむを得ず差押え等の滞納処分をすることになります。尚、特別な事情等がある方は土地改良区までご相談下さるようお願い致します。(賦課金納付等に関するお問い合わせは会計係まで)

平成30年度 決 済 金 (10a当り):円

区 分	旧田補水地区	開 田 地 区	附 記
共 通 事 業 償 還 金	2,696	33,912	
維 持 管 理 費	8,045	82,413	
ダ ム 管 理 費	630	6,454	
合 計	11,371	122,779	

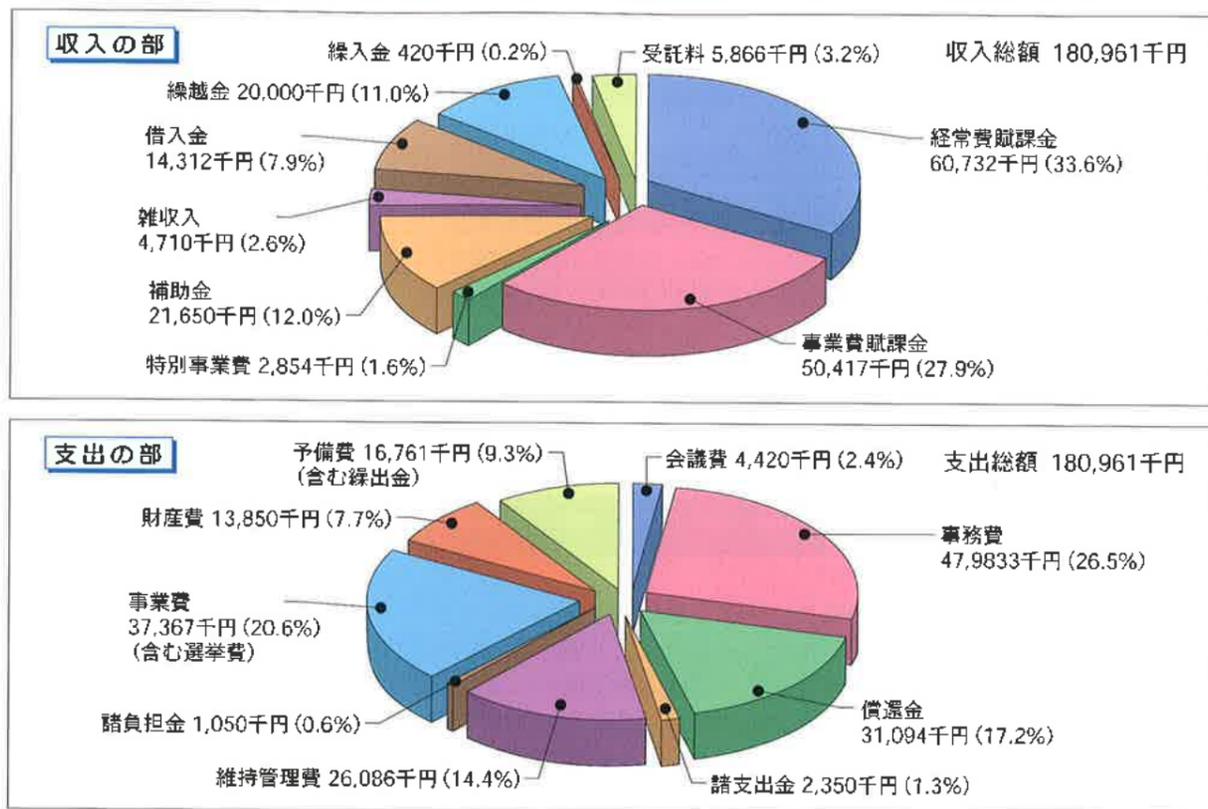
○決済金について

事業費は、当初の受益面積で対応しており、転用等で除外されますと残された土地で維持管理費や償還金等を負担することになり、受益者は不利益をこうむることになります。

土地改良区は転用組合員に対し、その土地の負担相当分を決済の対象とし、残りの組合員の負担が過重にならないように決済金を徴収するものです。尚、道路や河川等の公共事業用地として買収される転用農地についても決済金が徴収されます。

○財務状況の公表（泉田川土地改良区規約第47条の規定に基づく報告）

平成30年度 一般会計収支予算



収入支出差引残金なし

平成30年度 特別会計収支予算

(単位：千円)

平成30年度退職慰労積立金特別会計

退職慰労積立金特別会計収支予算			
収入		支出	
款	予算額	款	予算額
繰入金	350	給与金	4,708
繰越金	4,358	繰出金	2
雑収入	2	計	4,710
計	4,710		

収入支出差引残金なし

平成30年度退職給与特別会計

退職給与積立金特別会計収支予算			
収入		支出	
款	予算額	款	予算額
繰入金	3,500	慰労金	37,188
繰越金	33,688	繰出金	11
雑収入	11	計	37,199
計	37,199		

収入支出差引残金なし

平成30年度決済金特別会計

決済金特別会計収支予算			
収入		支出	
款	予算額	款	予算額
決済金	100	繰出金	402
繰越金	3,827	積立金	3,527
雑収入	2	計	3,929
計	3,929		

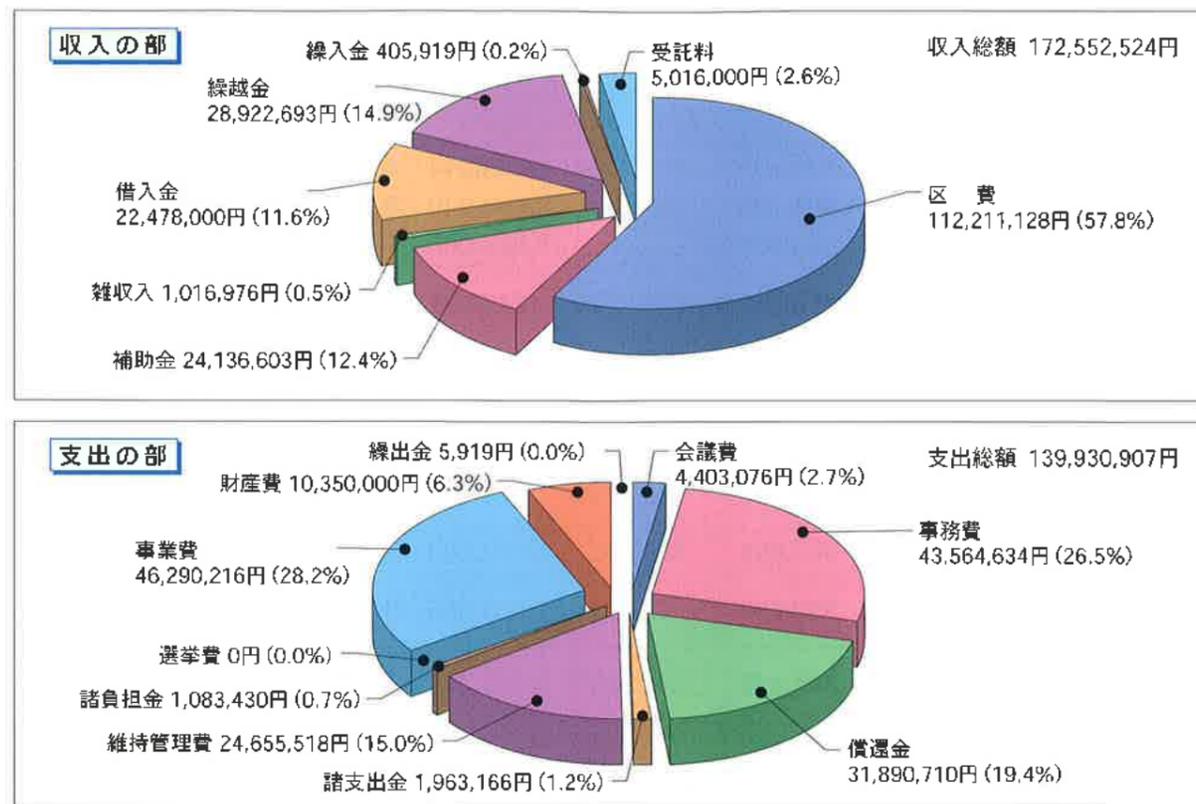
収入支出差引残金なし

平成30年度財政調整積立金特別会計

財政調整積立金特別会計収支予算			
収入		支出	
款	予算額	款	予算額
繰入金	10,020	積立金	42,719
繰越金	32,699	繰出金	5
雑収入	5	計	42,724
計	42,724		

収入支出差引残金なし

平成29年度 一般会計収支決算



収入総額172,552,524円－支出総額139,930,907円＝32,621,617円は翌年度に繰越

平成29年度 特別会計収支決算

単位：円

退職慰労積立金特別会計収支決算

収入		支出	
款	決算額	款	決算額
繰入金	350,000	給与金	0
繰越金	4,008,892	繰出金	300
雑収入	300	計	300
計	4,359,192		

収入支出差引残金 4,358,892円は次年度へ繰越

退職給与積立金特別会計収支決算

収入		支出	
款	決算額	款	決算額
繰入金	3,500,000	慰労金	4,432,104
繰越金	34,621,013	繰出金	3,142
雑収入	3,142	計	4,435,246
計	38,124,155		

収入支出差引残金 33,688,909円は次年度へ繰越

決済金特別会計収支決算

収入		支出	
款	決算額	款	決算額
決済金	536,372	繰出金	400,361
繰越金	3,691,273	積立金	0
雑収入	361	計	400,361
計	4,228,006		

収入支出差引残金 3,827,645円は次年度へ繰越

財政調整積立金特別会計収支決算

収入		支出	
款	決算額	款	決算額
繰入金	6,505,919	繰出金	0
繰越金	26,193,104	積立金	2,116
雑収入	2,116	計	2,116
計	32,701,139		

収入支出差引残金 32,699,023円は次年度へ繰越

平成29年度長期借入償還 日本政策金融公庫資金・農業協同組合資金・全土連資金の償還状況

(単位:円)

区 分	平成29年度償還状況			借入先	平成30年5月末 現在残元金	完了 年度	
	元 金	利 子	計				
共 通 償 還 金	団体営七地改良 総合整備事業	3,129,795	434,449	3,564,244	政策公庫	20,504,249	H39
		4,804,194	90,555	4,894,749	農 協	3,820,288	H31
		15,026,000	-	15,026,000	全土連	90,156,000	H35
	県営柏木原地区 排水対策特別事業	218,219	30,262	248,481	政策公庫	698,824	H32
	県営神室山地区中山間 地域総合整備事業	916,685	9,625	926,310	農 協	0	H29
	団体営調査設計事業	746,524	123,660	870,184	政策公庫	6,383,457	H38
	県営農業水利施設 保全対策事業	557,368	121,178	678,546	政策公庫	6,199,219	H40
	小規模施設整備事業	960,801	128,302	1,089,103	農 協	11,258,505	H40
	新農業水利システム 保全対策事業	389,298	79,387	468,685	政策公庫	5,717,467	H44
	基幹水利施設 ストックマネジメント事業	1,808,425	580,320	2,388,745	政策公庫	35,862,505	H45
農業基盤整備促進事業	711,463	576,673	1,288,136	政策公庫	66,691,537	H46	
県営水利施設整備事業	0	450,281	450,281	政策公庫	47,198,966	H46	
計	29,268,772	2,624,692	31,893,464		294,491,017		

平成29年度 財 産 目 録 平成30年5月31日調整

資 産 の 部		負 債 の 部	
区 分	金 額 (円)	区 分	金 額 (円)
1. 流 動 資 産	31,450,613	1. 長 期 負 債	294,491,017
現金及び預金	21,536,936	県営神室山地区中山間事業	0
未 収 金	9,913,677	団体営土地改良総合整備事業	114,480,537
2. 特 定 資 産	74,574,469	県営柏木原地区排特事業	698,824
退職給与引当金	33,688,909	団体営調査設計事業	6,383,457
退任慰労引当金	4,358,892	県営農業水利施設保全事業	6,199,219
決 済 金 引 当 金	3,827,645	新農業水利システム保全対策事業	5,717,467
財政調整積立金	32,699,023	県営基幹水利施設ストックマネジメント事業	35,862,505
3. 基 本 財 産	1,623,000	農用地域小規模施設整備事業	11,258,505
4. 固 定 資 産	35,208,764	農業基盤整備促進事業	66,691,537
土 地	2,000,000	県営水利施設整備事業	47,198,966
建 物 設 備	13,179,000	2. 短 期 負 債	42,245,807
事 務 用 品	4,349,193	退 任 慰 労 積 立 金	4,328,892
機 械 器 具	14,041,771	退 職 給 与 積 立 金	33,688,909
車 両 運 搬 具	1,638,800	決 済 金 積 立 金	4,228,006
資 産 合 計	142,856,846	負 債 合 計	336,736,824

平成29年度 賦課金徴収実績

平成30年5月31日現在 (円)

地区名	用水利用面積㎡	賦課金額	徴収金額	%	地区名	用水利用面積㎡	賦課金額	徴収金額	%
市 内	67,948	591,341	591,341	100	昭 和 一	135,138	1,750,014	1,750,014	100
野 中	108,770	1,408,533	1,408,533	100	昭 和 二	276,556	3,581,381	3,581,381	100
中川原	146,954	1,903,034	1,903,034	100	昭 和 三	146,223	1,804,768	1,804,768	100
泉田一	95,389	1,235,275	1,235,275	100	昭 和 四	75,959	983,661	983,661	100
泉田二	129,857	1,602,239	1,602,239	100	昭 和 五	297,069	3,847,021	3,847,021	100
泉田三	46,596	581,259	581,259	100	横 根 山	277,055	3,286,505	3,286,505	100
泉田四	86,505	1,120,221	1,120,221	100	塩 野	1,973,138	25,264,952	25,264,952	100
泉田五	38,800	502,448	502,448	100	上 台	847,495	2,195,657	2,195,657	100
泉田桜	39,741	514,627	514,627	100	上 山 崎	409,206	1,888,731	1,888,731	100
往 還	139,707	1,809,181	1,757,111	97.1	下 山 崎	454,773	2,467,922	2,467,922	100
柏木原	374,162	4,845,377	4,486,780	92.5	檜 台	858,114	2,081,611	2,081,611	100
萩野一	169,948	1,056,278	865,931	81.9	松 の 木	151,089	341,073	285,799	83.7
萩野二	731,606	3,764,923	3,764,923	100	下 野 明	370,387	712,567	710,560	99.7
萩野三	152,287	514,561	514,561	100	中 下	228,109	310,266	291,637	93.9
萩野四	98,038	826,232	826,232	100	片 貝	361,106	583,729	582,688	99.8
吉 沢	4,060	52,575	52,575	100	安 沢	192,536	608,652	608,652	100
黒 沢	26,893	348,257	348,257	100	金 山	54,854	162,125	162,125	100
土 内	258,435	1,762,583	1,703,468	96.6	野 々 村	338,114	4,378,556	4,378,556	100
仁田山一	477,743	4,692,908	4,692,908	100	共 栄	240,964	3,120,466	2,968,617	95.1
仁田山二	710,204	5,825,638	5,825,638	100	平 岡	160,926	2,083,979	2,083,979	100
二枚橋	675,101	6,275,248	6,275,248	100					
赤 坂	1,155,594	10,413,683	10,413,683	100	合 計	13,583,149	113,100,057	112,211,128	99.2

(賦課期日及び納入期限)

種 別	賦課期日	納 入 期 日	
		第 1 期	第 2 期
経 常 費 賦 課 金	6月30日	1/2 7月31日	1/2 11月20日
事 業 費 賦 課 金	6月30日	—	1/1 11月20日
特 別 事 業 費 賦 課 金	6月30日	—	1/1 11月20日

賦課金の納期内完納にご協力ください

平成30年度第2期分の納期限は11月20日、口座振替申込みの方は、口座振替日が11月13日です。お手数ですが、通帳残高の確認をお願いいたします。

※ 納入期限が過ぎますと年利7.3%の延滞金が加算されます。
(平成27年度より年利14.6%→7.3%に変更になりました。)

事業実施状況

☆県営基幹水利施設管理事業

本事業は、泉田川第2頭首工（平成8年度採択）及び榊沢ダム・泉田川第1頭首工（平成10年度採択）の操作点検業務を県より委託を受け実施している事業で、平成29年度は泉田川第2頭首工400千円、榊沢ダム2,840千円の受託料で実施しました。平成30年度の受託料及び整備補修費（県発注工事）は下記のとおりで実施しております。

事業費の概要

(単位：千円)

施設名	管理受託料	整備補修費	附 記
泉田川第2頭首工	420	0	山形県より操作点検業務委託
榊沢ダム・泉田川第1頭首工	4,420	1,280	同 上
計	4,840	1,280	

※負担区分 国30%・県40%・市町村10%・地元20%



榊沢ダム流木処理



第2頭首工管理橋塗装修繕



第2頭首工管理橋除雪状況

☆国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）

ダムや幹線用水路など農業水利施設は、農業生産面での役割だけでなく、地域の洪水防止・防火用水・消雪用水等のさまざまな多面的機能も発揮しております。これらの施設は土地改良区が管理していますが、農業水利施設の有する多面的機能の適切な発揮を促進するため、啓発活動を行いながら、非農家を含めた地域住民の管理作業への参画と協定締結を行い、管理体制の強化を図ります。

事業費は平成29年度6,615千円、平成30年度6,628千円で除草、上砂上げ等を行い平成34年度まで継続する予定です。

負担区分：支援金36.5%（支援金内訳 国50%・県25%・市町村25%）・地元63.5%



幹線水路除草業務委託完成検査



温水溜池浚渫



消流雪用水の管理

☆県営水利区域内農地集積促進整備事業

国営泉田川農業水利事業及び国営付帯県営かんがい排水事業等で整備された施設から用水が供給されているが、地区内の水路は素掘り水路が多いことから、法面崩壊の補修や堆積上砂の撤去作業等の維持管理に多大な労力と経費を要しています。この為、本地区の水路も整備し施設機能を回復し維持管理の軽減を図るとともに、担い手農家による面的集積を図り、地域農業の生産性向上と農業経営の安定化を図るものです。

事業費の概要

※負担区分 国55%・県25%・市町村10%・地元10%

地区名	事業内容	平成30年度事業費	事業期間（予定）
塩 野	用排水路整備一式	82,400千円	平成24年度～平成31年度

□平成29年度塩野地区施工状況



着工前



作業中



完成

☆農地耕作条件改善事業

農用地利用促進事業を中心として、利用権設定、所有権設定による中核的農家個々への集積、中核的農家で構成する受託組織の育成・集積を図る。これら以外にも作業の受委託を進め、水田農業ビジョンに掲げる消費者の需要に応じた「安全・安心でおいしい、消費者に信頼される」米づくりと安定供給するための体制を構築し販路拡大を図り、売れ筋の良い米を中心に上地の利用集積を促進し、安全・安心の付加価値を高める量販店や消費者団体、需要者との契約栽培などを推進します。平成30年度に実施の事業内容等は以下のとおりです。

負担区分 国55%・県4%・地元41%

地区名	事業内容	事業費	事業主体
泉田川	除塵設備改修等	11,220千円	泉田川土地改良区

平成29年度施工状況



小以良川ダム 管理道路舗装



小以良川ダム 斜樋改修



平岡揚水機場除塵機設備改修

☆農地整備事業（経営体育成型）

現在、赤坂東、共栄、赤坂西の3地区で農業生産基盤の整備により経営基盤の安定と農地集積を図るために、農地整備事業（区画整理）の実施を計画しています。平成30年度は以下の事業費で、各種調査業務や地形図作成等を行っております。

(単位：千円)

地区名	事業内容	平成30年度事業費
赤坂東	換地設計基準等調査等 負担区分：国55%県22%地元23%	1,400
共 栄	計画設計諸元検討 負担区分：国100%	6,000
赤坂西	現況調査等 県40%地元60%	4,000
	地形図作成等 負担区分：国50%県22%地元28%	2,500

平成30年8月豪雨による基幹施設被害状況

平成30年8月5日から平成30年8月6日と平成30年8月30日から平成30年8月31日までの豪雨により、組合員の皆様の農地の被害は大変大きな状況であったと思います。被害拡大防止や、仮復旧にご尽力された事に心より傷み申し上げます。泉田川土地改良区管内の基幹施設も大きな被害を受けました。現在は機能維持の為、仮復旧が行われている箇所や、関係機関と協議中の被災箇所もある状況です。

樹沢ダム関連



県営1号幹線用水路が、土砂崩れにより崩壊し土砂が堆積し、崖側の法面が崩壊しました。



金山方面へ通水している、県営1号幹線用水路が、土砂崩れにより崩壊し、通水不能となりました。



樹沢ダムへ向う町道が、2度にわたる土砂崩れにより、一時通行止めとなりました。現在は金山町で復旧していただき、通行可能となっています。



8月5日に大雨により県営1号線は通水不能となり、稲はこれから出穂期を迎える為、樹沢川に水中ポンプを設置し、用水を行いました。



小以良川ダム関連



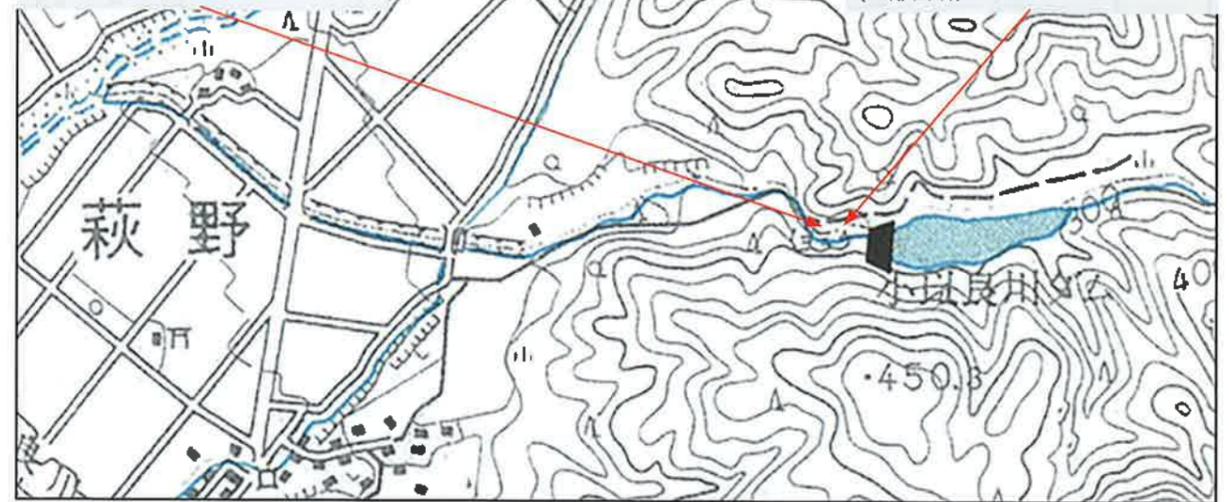
小以良川ダムの管理道路、30日からの豪雨で土砂崩れにより被災。(下部箇所)



上流部と下流部の被災状況。



小以良川ダムの管理道路、5日からの豪雨で土砂崩れにより被災。(上部箇所)



泉田川土地改良区の管内の状況

各地区の保全会や水利組合の迅速な対応により復旧していただき、被害の拡大防止に感謝申し上げます。管内での被害は数字で表せれる数ではありません。一部になりますが、被害状況の写真になります。



もがみ大産業祭りで水土里ネットをPR

今年も、平成30年10月6日(土)に、JR新庄駅周辺にてもがみ大産業祭りが開催されました。
(※平成30年10月7日(日)は台風の影響により中止)

そこで土地連最上支部(県農村計画課、県農村整備課、管内土地改良区、土地連)として参加し、来場者(約500名)には水土里ネットアンケートを記入してもらった後に、PRパンフレット等を配布して水土里ネットの役割や重要性等を少しでもわかってもらえたと思います。また、米粒重量当てにチャレンジして正解もしくは近かった人には、景品として雷若丸の新米が商品として配られました。来年も是非お越しください。お待ちしております!!



泉田川土地改良区のホームページをご覧ください!

ダムの放水規制日程や各種行事など最新の情報をお届けいたします。また、過去の泉田川区報やイベント等の写真も掲載していますので是非ご覧ください!



<http://izumitagawa.com>

いずみがわで 検索へ

水利権とは(通水期間 5月6日から9月7日まで)

水利権とは、河川やため池等から取水して使用する権利で、管理者(国や県)の許可を必要とします。取水量や取水期間を違反すると最悪の場合、取水の権利を取り消されることもあります。必要な時に必要な分だけ取水出来る訳ではないことをご理解頂き、今後とも通水体制にご協力よろしくお願いします。

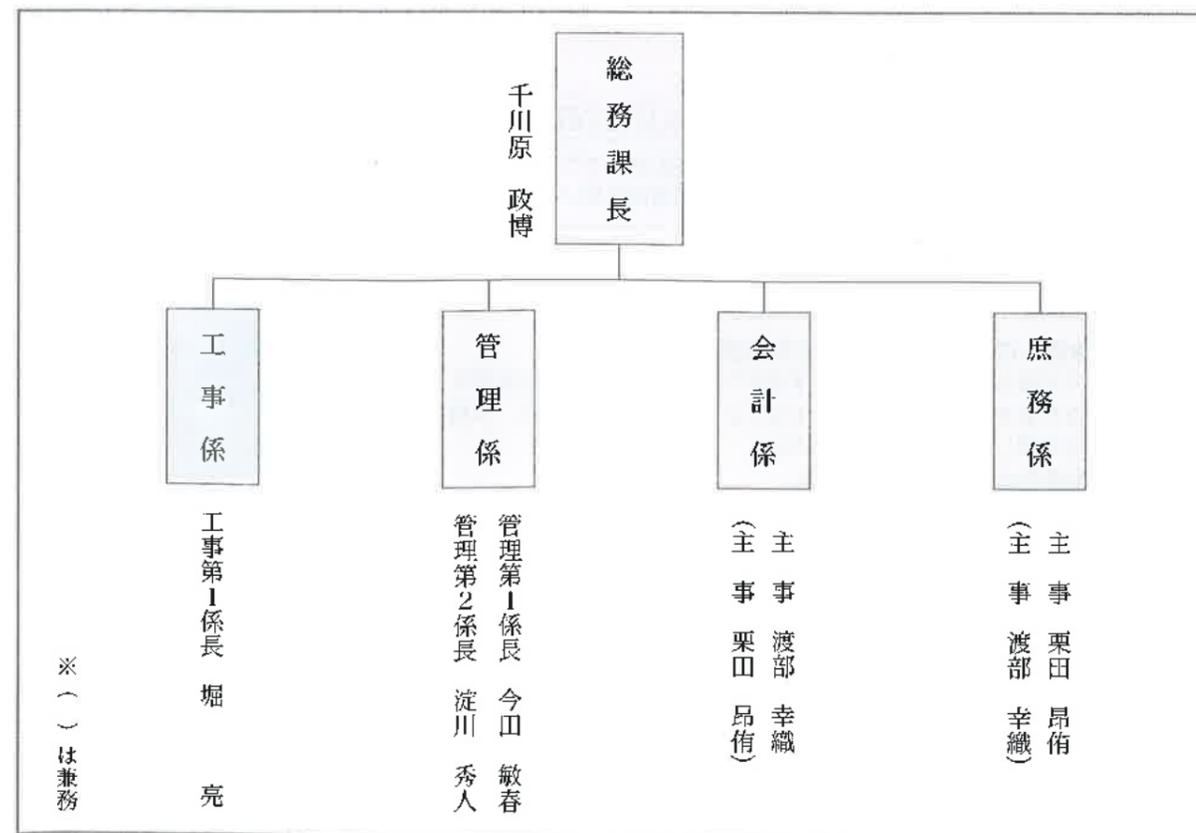
泉田川土地改良区執行体制

任期 平成三十一年四月十三日	監事	監事	監事	総括監事	監	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	副理事長	理事長	理事
	伊藤喜美雄	星川洋一	石川正志	山尾順紀	理事	松澤道明	阿部鉄男	鶴巻浩美	青柳栄剛	奥山健	山科喜代美	今田直哉	齋藤直哉	岸伊和男	理事

役員欠員に伴う選任により松澤道明氏が新理事へ

第4被選挙区より選任された、辻昭市理事が体調不良のため退任され、1名欠員となった為、泉田川土地改良区役員選任規程に基づき、役員推薦人会議及び、平成30年9月12日開催の平成30年度臨時総代会において、役員改選案が可決承認され新役員(理事)が決定しました。組合員の皆様にはこれまで以上のご協力、ご支援賜りますようよろしくお願いいたします。

平成30年度 事務局体制 (平成30年4月1日付)



こんな時には必ず届出をお願いします！

- ① 組合員資格の得喪又は変更があった時（組合員資格得喪通知書提出） 担当：会計係
 - ★ 組合員が農地の所有権や耕作権を異動した場合（売買、賃貸借、交換等）
 - ★ 組合員が亡くなられた場合
 - ★ 組合員が農業者年金を受給するため後継者に農業経営の移譲を行った場合
 - ★ 組合員の住所が変わった場合
 - ※ 土地改良区に届出がなかった場合、賦課台帳等の修正がされず従来のまま賦課されますので、必ず届け出て下さい。
- ② 農地を転用した時（地区除外申請書・農地転用申請書及び意見書交付願提出） 担当：会計係
 - ★ 農地転用する場合
 - ★ 公共事業等により農地が買収になる場合
 - ※ 土地改良区に届け出て決済金（詳細は9ページ参照）を納入し地区から除外する必要があります。これは地区内農地の経費負担加重を防ぐための制度です。農地を転用する場合、公共事業等により農地が買収になる場合は事前に申し出て下さい。
- ③ 土地改良区の施設を他目的に使用する時（土地改良施設他目的使用申請書提出） 担当：管理係
 - ★ 土地改良区が管理している施設（用排水路・農道等）を農業用以外に使用する場合、雨水排水や合併浄化槽処理水を水路に放流をしたい場合には土地改良区の許可が必要です。

（それぞれの届出用紙は、土地改良区事務所に備え付けておりますが、泉田川土地改良区ホームページ内の「様式ダウンロード」からもダウンロードできます。是非ご利用下さい。）

注意して下さい！！ 滞納賦課金は新組合員が負担

農地の移動（売買等含む）をする場合、滞納賦課金のある農地を取得すると**土地改良法第42条1項（権利義務の継承及び決済）**の規定により、取得した組合員が滞納賦課金を納付しなければなりません。必ず、土地改良区で未納があるか確認してから契約するように注意して下さい。

用排水路の通水量は、気象条件や営農上不定期に増減水しますので非常に危険です。

「危険」

水路やため池のそばでは遊ばない。遊ばせないで！！

※地区内の学校には、毎年夏休み前に、教育委員会を通じ文書でご指導をお願いいたしておりますが、ご家庭でも幼児や子供たちを、水路のそばで遊ばせないようご協力をお願いします。



土地改良区からのお願い

○農業用水路への不法投棄は絶対にやめましょう！

水路にゴミが溜ると通水に支障を来すばかりでなく、冠水等他に被害を及ぼすことにもなりますので絶対ゴミを捨てないようにして下さい。又、水路敷地や農道に物を放置しないようにして下さい。



○ゲート操作の必要な時には連絡を

用水の調整については、職員が巡回し全地域の用水調整を行っておりますが、水路の分水ゲートを勝手に操作されますと全体の用水調整に混乱を来し、他の地区に大変迷惑をかけることになります。

分水ゲートの操作を必要とする場合は、巡回している職員に依頼するか、**地区の総代を通じて**土地改良区に連絡して下さい。

○用排水路の清掃に心がけましょう

国・県営水路は毎年土地改良区で清掃を実施しておりますが、団体営以下の水路清掃は水路関係者で毎年定期的の実施されるようご協力をお願いいたします。

○揚水機の使用期間について

各揚水機の使用期間は、農事用電力で契約しており**4月20日から9月10日**までになります。**期間外に使用すると多額な電力料が発生**しますので、使用したい場合は前もって土地改良区に連絡をお願いいたします。